

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年3月25日 02時55分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀島西方沖 角石灯標から真方位095° 112m付近 (概位 北緯34° 42.3′ 東経136° 59.3′)
事故の概要	引船鳥羽丸は、台船をえい航して北北東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 鳥羽丸、74トン 135654、株式会社K's マリンサービス B 台船（船名なし）、157トン（長さ30m） なし、不詳
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷、右舷プロペラ翼に欠損及び曲損、右舷舵板に曲損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	A 船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、A船の船尾部にB船をえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して北北東進中、航海士Aが、単独で船橋当直につき、羽島灯標とその北東方に位置する角石灯標の間を通航していると思い、航行を続けていたところ、角石灯標東方付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 航海士Aは、夜間に日間賀島西方沖を航行するのが初めてで灯標の灯質を確認しておらず、目視のみで航行していたので、見えた灯光を羽島灯標の灯光と誤っていたが、角石灯標の灯光であったことを本事故後に知った。 A船の喫水は、船首約2m、船尾約3mであった。
分析	A船引船列は、北北東進中、航海士Aが、船位の確認を適切に行っておらず、角石灯標の灯光を羽島灯標の灯光と誤って航行を続けたことから、A船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が北北東進中、航海士Aが、船位の確認を適切に行っておらず、角石灯標の灯光を羽島灯標の灯光と誤って

	航行を続けたため、A船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 夜間、慣れていない海域を航行する場合、GPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行うこと。・ 事前に航路標識の灯質を確かめておくこと。